

河北町避難行動要支援者 避難支援プラン（全体計画）

令和5年6月改訂

河 北 町

目次

第1章 総則	
1 避難行動要支援者避難支援プランの目的	2
2 避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ	2
3 避難行動要支援者避難支援プランの構成	2
4 対象とする避難行動要支援者	3
5 避難行動要支援者避難支援プランの流れ	4
第2章 避難行動要支援者情報の把握と管理	
1 避難行動要支援者情報の把握	6
2 避難行動要支援者名簿の作成と管理	6
第3章 避難支援体制の整備	
1 町の支援体制	8
2 関係機関との連携	8
3 地域支援者の決定	8
第4章 情報伝達体制	
1 避難に関する情報	9
2 情報伝達	9
第5章 避難誘導や避難所における支援	
1 避難誘導の手段及び経路	10
2 避難所における支援	10
第6章 個別避難計画の策定	
1 策定の進め方	11
2 個別避難計画の策定方法と共有範囲	11
3 個別避難計画の更新	11
4 個別避難計画の管理	11
関係様式	12

第1章 総則

1 避難行動要支援者避難支援プランの目的

近年、集中豪雨や台風による全国各地で洪水などの大規模な水害や、伊豆大島や広島市などをはじめとする死傷者を伴う土砂災害、岩手・宮城内陸地震や東日本大震災など大規模な災害が発生しています。

このような災害においては、犠牲者の多くを高齢者や障がい者等の避難行動要支援者（従来の災害時要援護者）が占めており、避難行動要支援者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められています。

こうしたことから、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）への支援を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにした河北町避難行動要支援者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）を策定し、避難行動要支援者の「自助」（家族を含む）と地域（近隣）の「共助」を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

2 避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ

避難支援プランは、河北町地域防災計画の第2編第1章第24節「要配慮者の安全確保計画」に基づき、避難行動要支援者の避難支援に関することを具体化するものです。

3 避難行動要支援者避難支援プランの構成

避難支援プランは、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりのプランを定めた「避難行動要支援者調査票（個別避難計画）」（様式第5号）（以下「個別避難計画」という。）により構成します。

「全体計画」とは、避難支援プランのことを指し、ここでは避難行動要支援者の避難支援全体に係る体制や災害発生時の対応、「個別避難計画」の策定方針等の基本的な事項について定めるものです。

「個別避難計画」とは、避難支援プランに基づき、避難などの際に、特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、必要とされる支援内容や地域支援者等を個別に定めるものです。

4 対象とする避難行動要支援者

災害対策基本法にのっとり「災害時等に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」とし、具体的には、次に掲げる在宅の者を対象とします。

- (1) 75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級所持者
- (3) 療育手帳A所持者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- (5) 特別児童扶養手当1級に相当する児童
- (6) 介護保険法における要介護度3以上の認定者
- (7) 難病患者のうち、町的生活支援を受けている者
- (8) 上記以外で避難支援を希望する者

(参考) 令和4年11月1日現在の対象者数

対 象 者	人数
(1) 75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯の者	898
(2) 身体障害者手帳1級又は2級所持者	276
(3) 療育手帳A所持者	26
(4) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	50
(5) 特別児童扶養手当1級に相当する児童	9
(6) 介護保険法における要介護度3以上の認定者	122
(7) 難病患者のうち、町的生活支援を受けている者	1
(8) 上記以外で避難支援を希望する者	29
合 計	1,411

※上記の人数は、それぞれの項目の延べ人数であり、重複する方もいます。

5 避難行動要支援者避難支援プランの流れ

【全体計画及び個別避難計画に係る主な手順】

全体計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定めます。



要支援者の把握

関係課が把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握します。



避難行動要支援者全体名簿（様式第1号）の作成

要介護状態区分、障がい支援区分及び家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成します。



避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報を適宜更新し、共有します。



避難支援等関係者への事前の同意者名簿（様式第2号）情報の提供

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、警察署、消防署、社会福祉協議会、自主防災組織（未組織の場合は区）及び民生委員・児童委員の避難支援等関係者に名簿を提供します。



個別避難計画（避難行動要支援者調査票）（様式第5号）の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、関係者（自主防災組織（未組織の場合は区）や民生委員・児童委員）が中心となって、避難行動要支援者と打ち合わせを行い、具体的な避難方法等についての個別避難計画（避難行動要支援者調査票）を策定します。

【発災時等における避難行動要支援者名簿の活用】

避難のための情報伝達

防災行政無線、広報車及び携帯端末の緊急速報メール等により広く周知するとともに、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう情報伝達について配慮します。



避難行動要支援者の避難支援

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合は、同意の有無にかかわらず、名簿を避難支援者に提供します。

- 名簿情報の提供に同意した者については、避難支援者が中心となって事前に定められた個別避難計画等に基づき、避難行動の支援を実施します。
- 名簿情報の提供に同意した者以外の者であっても、避難行動の支援を実施します。



避難行動要支援者の安否確認の実施

避難支援が及ばなかった避難行動要支援者（名簿提供に不同意であった者を含む。）も含め、安否確認を行います。



避難場所以降の避難行動要支援者への対応

全体計画に定めた計画に基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや避難場所から避難所への搬送を行います。

第2章 避難行動要支援者情報の把握と管理

1 避難行動要支援者情報の把握

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難施設等での生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者情報の把握及び警察署や消防署などの関係機関（以下「関係機関」という。）との情報共有が必要になります。

また、関係機関が災害発生直後から災害地域全域で救助活動などをすることは現実的には難しいことが、東日本大震災等の事例でも明らかになっています。人命救助の観点においては、生存率を高めるために、早期の救助が重要です。これらの事実から、災害時の際は、地域での助け合いである「共助」が非常に重要となります。

そのため、関係機関や自主防災組織（未組織の場合は区）などが、平常時から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には迅速に活動できるように、情報を提供できる体制を整えます。

2 避難行動要支援者名簿の作成と管理

避難行動要支援者の避難支援を円滑に実施するため、次のとおり避難行動要支援者名簿を作成します。

(1) 避難行動要支援者情報の収集

災害対策基本法第49条の10第3項の規定により、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の情報を内部で利用できることとされていることから、福祉担当課や防災担当課等が保有する情報を利用します。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成と共有

町では、災害時に要支援者に対し迅速に避難支援を行えるように、平常時から以下の名簿を作成し、それぞれ関係機関と情報の共有を行います。また、名簿登録要件に当てはまらない者が、災害時に支援を希望し名簿登録の届出（様式第4号）を行った者は、ア及びイの名簿に登録します。

ア 避難行動要支援者全体名簿（様式第1号）

前記(1)の方法で収集した名簿で、災害時には本人の同意にかかわらず、警察署、消防署、社会福祉協議会、自主防災組織（未組織の場合は区）や民生委員・児童委員に提供します。

イ 避難行動要支援者同意者名簿（様式第2号）

アの名簿のうち、外部提供同意書（様式第3号）の提出があった者を掲載した名簿とし、平常時から警察署、消防署、社会福祉協議会、自主防災組織（未組織の場合は区）や民生委員・児童委員に提供します。

<避難行動要支援者名簿>

名簿の種類	対象者	平常時の名簿提供先
ア 避難行動要支援者全体名簿（様式第1号）	高齢者や障がい者など、町が要支援者と定めた者	—
イ 避難行動要支援者同意者名簿（様式第2号）	アの登録者のうち、関係機関などに名簿の提供することに同意した者	警察署、消防署、社会福祉協議会、自主防災組織（未組織の場合は区）、民生委員・児童委員

※災害時にはアの名簿掲載者についても、イ同様に関係機関と情報を共有します。

(3) 避難行動要支援者名簿に登載する項目

避難行動要支援者名簿に掲載する内容は次のとおりです。

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 生年月日
- エ 住所又は居所
- オ 行政区名
- カ 電話番号
- キ 避難支援等を必要とする事由
- ク 同意の有無
- ケ その他

(4) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿の提供を受けた者（管理責任者）は「避難行動要支援者名簿に係る秘密の保護に関する誓約書」（様式第6号）を提出し適正に管理します。また、誓約書を提出し名簿提供を受けた組織の代表者が変更になった場合は、「避難行動要支援者名簿管理責任者（代表者）交代届」（様式第7号）を提出し、名簿の適正管理を確認します。

避難行動要支援者名簿は河北町個人情報保護に関する法律施行条例の利用及び提供の制限の例外規定に基づくものであり、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用します。

第3章 避難支援体制の整備

1 町の支援体制

(1) 平常時

防災担当課と福祉担当課が協力し、要配慮者の把握に努めるとともに、制度の趣旨や災害時の対応、防災意識の高揚などの啓発に努めます。

(2) 災害時

河北町地域防災計画の第2編第2章第19節にある応急対策フローにのっとり、河北町災害対策本部の生活福祉部を中心に自主防災組織や地域住民などと協力し、支援を行います。

2 関係機関との連携

避難行動要支援者の支援は、地域（近隣）の共助の力が重要となります。町は関係機関と連携し、避難支援体制の構築を推進します。また、地域における避難行動要支援者支援に関する人材の把握や育成に努めるなど、人的支援体制の充実を図ります。

3 地域支援者の決定

避難などの際に、特に人的支援を要する避難行動要支援者については、「個別避難計画」において関係機関と連携し、個々の避難行動要支援者に対応する地域支援者を定めます。

地域支援者の選定にあたっては、できるだけ本人の近隣の身近な者の中から、本人とその家族の意向を尊重し、長期的に支援可能な者で、地域支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の地域支援者を決めておくよう努めます。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域支援者に関して次の点を十分に周知します。

- (1) 避難行動要支援者への支援は、地域支援者の任意の協力により行われるものであること。
- (2) 地域支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合もあること。

第4章 情報伝達体制

1 避難に関する情報

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合は、町は地域防災計画により、高齢者等避難等を発令することになっています。住民に求める行動や災害に関する情報、避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝えます。

2 情報伝達

(1) 情報伝達の手段

災害時の避難情報等については、防災行政無線、広報車による巡回、緊急速報メール、口頭、テレビ及びラジオ等あらゆる広報手段により住民に対して、迅速に周知します。

(2) 避難行動要支援者に対する情報伝達

上記伝達手段に加え、消防団及び自主防災組織などを通じて確実に伝えます。

(3) 地域支援者からの情報伝達

緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、地域支援者が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難情報等を伝えます。

第5章 避難誘導や避難所における支援

1 避難誘導の手段及び経路

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあり、町が高齢者等避難等を発令した場合、人的支援を要する避難行動要支援者については、「個別避難計画」に基づいて、町と関係機関、地域支援者が連携して避難誘導を行い、それ以外の避難行動要支援者については、地域住民同士の日ごろからのつながりにより避難を促すことを基本とします。

このため、平常時から、町、関係機関、地域支援者等の役割分担を明確にしておくものとします。

避難行動要支援者自身も、自宅から避難場所や避難所まで、実際に地域支援者とともに歩いてみるなど、避難経路を確認しておくよう避難訓練の実施を促します。

なお、避難経路の選定にあたっては、地震の際に倒壊の恐れのある場合や浸水が予想される危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難搬送形態を考慮した経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めます。

2 避難所における支援

(1) 避難所における支援対策

ア 避難所の環境整備

避難所では、避難行動要支援者のスペースを優先的に確保するよう努めます。

イ 避難所の支援体制

避難所では、避難行動要支援者の要望を把握するため、関係機関、地域支援者等の協力を得て、避難行動要支援者からの相談を受け付けます。その際、女性や乳幼児の対応として、女性支援者の配置に努めます。

ウ 避難所における健康管理

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取組が重要であることから、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発発病等）の予防、こころのケアや福祉担当課職員による生活相談等の専門的な支援を必要に応じて実施します。

(2) 福祉避難所の活用

災害時には、避難行動要支援者の状況などを考慮し、特別養護老人ホームなどの福祉避難所を利用します。

第6章 個別避難計画の策定

1 策定の進め方

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、避難行動要支援者の避難誘導などを迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難場所、避難所に避難させるかを定めておくことが重要です。

このため、同意者名簿に掲載された避難行動要支援者に対し、避難支援プラン「個別避難計画」を作成します。

2 個別避難計画の策定方法と共有範囲

町は、関係機関と避難行動要支援者に関する基本的な情報（避難行動要支援者名簿に基づく住所や氏名など）を共有したうえで、自主防災組織（未組織の場合は区）や民生委員・児童委員が中心となって、避難行動要支援者本人と地域支援者、避難場所、避難所、避難経路及び避難方法等について具体的に話し合いながら、個別避難計画を策定していきます。

なお、個別避難計画は、災害時に必要としている支援内容について関係機関が把握できるよう、その写しを避難行動要支援者及び地域支援者が所持します。

3 個別避難計画の更新

個別避難計画は、災害時にその情報に基づいて迅速かつ適切な避難を行うためのものであるため、避難行動要支援者名簿と併せて情報の更新を図ります。

4 個別避難計画の管理

個別避難計画は一人ひとりの避難行動要支援者を対象としていることから、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれています。したがって、個別避難計画については、町、要支援者及び地域支援者以外が閲覧することのないよう適正に管理します。

関係様式

避難行動要支援者全体名簿

番号	氏名	性別	生年月日	郵便番号	住所又は居所	行政区名	電話番号	避難支援等を必要とする事由		同意の有無	備考
								高齢者、障がい、要介護、療育などの種別（※）	障がい等級、要介護状態区分、など		

※欄 (1)75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯の者、(2)身体障害者手帳1級または2級所持者、(3)療育手帳A所持者、(4)精神障害者保健福祉手帳1級所持者、(5)特別児童扶養手当1級に相当する児童、(6)介護保険法における要介護度3以上の認定者、(7)難病患者のうち、町の生活支援を受けている者、(8) (1)～(7)以外で避難支援を希望する者から選択

様式第3号

避難行動要支援者名簿の外部提供同意書

河北町長 様

私は、災害対策基本法に基づき町が作成する避難行動要支援者名簿を、河北町避難行動要支援者避難支援プランで規定する警察署、消防署、河北町社会福祉協議会、自主防災組織（未組織の場合は区）や民生委員・児童委員へ提供することに同意します。

また、支援情報を作成するため、避難支援等関係者からの電話や訪問調査に了承します。

【登録者】

ふりがな				
氏名				
住所				
電話番号	()			
生年月日	年	月	日	性別 男・女

【代理申請者】

氏名	
住所	
電話番号	
登録者との関係	

※同意の意思は、取り下げの申し出をしない限り自動継続します。

年 月 日

氏名 _____
(登録者又は代理申請者氏名を記入願います)

避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書

河北町長 様

私は、災害対策基本法に基づき町が作成する避難行動要支援者名簿への登録を届け出ます。
また、登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出ます。

なお、河北町避難行動要支援者避難支援プランで規定する警察署、消防署、河北町社会福祉協議会、自主防災組織（未組織の場合は区）や民生委員・児童委員へ提供することに同意します。

また、支援情報作成するため、避難支援等関係者からの電話や訪問調査に了承します。

【登録者】

ふりがな			
氏名			
住所			
生年月日	年	月	日
性別	男・女		
電話番号	()	同居者	有・無
登録を希望する理由を記入してください。			

【代理申請者】

氏名	
住所	
電話番号	()
登録者との関係	

年 月 日

氏名 _____
(登録者又は代理申請者の氏名を記入願います)

避難行動要支援者調査票（個別避難計画）

この調査票は、貴殿が避難行動要支援者名簿の外部提供の同意書に基づくものであり、日頃の予防活動や災害時の避難支援に役立てます。

なお、この調査は災害時の支援を保障するものではなく、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

【避難行動要支援者】

ふりがな			
氏名			
住所			
生年月日	年	月	日
性別	男・女		
電話番号	()	同居者	有・無
血液型		行政区	
同意欄	趣旨を踏まえ、調査及び地域支援者への情報提供を了承します。 年 月 日 氏名 _____		

【避難行動要支援状況】

本人の状況	1 寝たきり 2 手が不自由 3 足が不自由 4 目が不自由 5 耳が不自由 6 言葉が不自由 7 その他 ()
要支援の事由	1 75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯の者 2 身体障害者手帳1級又は2級所持者 3 療育手帳A所持者 4 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 5 特別児童扶養手当1級に相当する児童 6 介護保険法における要介護度3以上の認定者 7 難病患者のうち、町の生活支援を受けている者 8 登録希望者（希望する理由)
受けたい支援の内容	1 避難所まで支援者による介助 2 避難所まで支援者による同行（見守り） 3 自力での避難が可能であるが、安否確認や声かけ 4 同居者等による支援により避難可能のため、安否確認のみ

かかりつけの医療機関	医療機関名		電話番号	
	治療中の症状		担当医	
	備考	(服薬名など)		
	医療機関名		電話番号	
	治療中の症状		担当医	
	備考	(服薬名など)		
在宅介護支援事業者		電話番号		
		担当ケアマネジャー		
避難時必要となるもの	1 車いす 2 担架 3 酸素吸入器 4 その他 ()			
地域支援者	氏名	関係・所属	住所	電話番号
特記事項	(避難の際の留意事項などを記入)			

【緊急時の連絡先】

優先順	ふりがな 氏名	要支援者 との関係	住所	電話番号
1				
2				
3				
4				

【調査票作成者】

作成者氏名		電話番号
所属団体		()

避難行動要支援者名簿に係る秘密の保護に関する誓約書

避難行動要支援者同意者名簿を受領しました。

名簿の保管・利用に際しては名簿管理責任者として法律上の守秘義務を厳守するとともに、「河北町避難行動要支援者避難支援プラン」の趣旨を理解し、避難行動要支援者の避難支援対策又は災害発生時等の緊急対策以外には一切使用しないことを誓約します。

年 月 日

河北町長 様

組織等の名称 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

様式第7号

避難行動要支援者名簿管理責任者（代表者）交代届

人事異動・任期満了・その他（ ）により、避難行動要支援者の支援関係機関の代表者を交代しました。

つきましては、河北町よりお預かりしている避難行動要支援者名簿を、新管理責任者（代表者）に引き継ぎましたのでご報告します。

年 月 日

河北町長

様

組織等の名称

現管理責任者（代表者）

住所

氏名

電話番号

新管理責任者（代表者）

住所

氏名

電話番号